

## 社会復帰促進等事業費(労災保険法第29条各号別)の予算額の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成27年度 予算額	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	令和元年度 予算額
I 社会復帰促進事業	19,314,642	23,180,476	25,341,097	22,157,155	22,873,010
II 被災労働者等援護事業	9,063,308	(9,416,208) 9,063,968	9,724,417	10,163,536	8,795,364
III 安全衛生確保事業	39,047,422	(32,537,342) 32,449,187	34,768,832	42,964,121	53,688,729
計	67,425,372 (59,082,655)	(65,134,026) 64,693,631 (60,657,845)	69,834,346 (64,235,341)	75,284,812 (66,277,843)	85,357,103 —

※1 (独)労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)への交付金については、Iに含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。

※3 上段括弧書きは補正後予算額(平成21年度:第1次補正後予算額、平成23年度:第3次補正後予算額、平成28年度:第2次補正後予算額)である。

※4 下段括弧書きは決算額(平成30年度は見込額)であり、計数はそれぞれ四捨五入によっている。

※5 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

2. 3(略)